



鳥取県公報

平成17年 3月30日(水)

号外第59号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	市町村の区域ごとの民生委員の定数の一部改正(239)(福祉保健課).....	1
	騒音規制法による規制地域及び規制基準の一部改正(240)(環境政策課).....	2
	指定地域内における自動車騒音の限度が適用される区域の指定の一部改正(241)(").....	2
	悪臭防止法による規制地域及び規制基準の一部改正(242)(").....	2
	銃猟禁止区域の設定の一部改正(243)(").....	3
	銃猟禁止区域の指定の一部改正(244)(").....	4
	鳥獣保護区の存続期間の更新の一部改正(245)(").....	6
	環境美化促進地区の指定の一部改正(2件)(246・247)(循環型社会推進課).....	8

告 示

鳥取県告示第239号

昭和46年鳥取県告示第783号(市町村の区域ごとの民生委員の定数について)の一部を次のように改正し、平成17年3月31日から施行する。

平成17年 3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後						改 正 前					
鳥取市	504人	大 栄 町	24人			鳥取市	504人	三 朝 町	35人	日 南 町	31人
米子市	320人	湯 梨 浜 町	50人			米子市	298人	北 条 町	22人	日 野 町	22人
倉吉市	158人	琴 浦 町	65人			倉吉市	158人	大 栄 町	24人	江 府 町	19人
境港市	86人	日 吉 津 村	9人			境港市	86人	湯 梨 浜 町	50人		
岩美町	48人	大 山 町	63人			岩美町	48人	琴 浦 町	65人		
若桜町	24人	南 部 町	36人			郡家町	30人	日 吉 津 村	9人		
智頭町	32人	伯 耆 町	42人			船岡町	17人	淀 江 町	22人		
八頭町	68人	日 南 町	31人			八東町	21人	大 山 町	63人		
三朝町	35人	日 野 町	22人			若桜町	24人	南 部 町	36人		
北条町	22人	江 府 町	19人			智頭町	32人	伯 耆 町	42人		

鳥取県告示第240号

平成15年鳥取県告示第378号（騒音規制法による規制地域及び規制基準について）の一部を次のように改正し、平成17年3月31日から施行する。

平成17年 3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>1 特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域 鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、八頭郡八頭町及び西伯郡日吉津村の区域のうち別図に示す地域</p>	<p>1 特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域 鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、八頭郡郡家町及び西伯郡日吉津村の区域のうち別図に示す地域</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>

鳥取県告示第241号

平成15年鳥取県告示第380号（指定地域内における自動車騒音の限度が適用される区域の指定について）の一部を次のように改正し、平成17年3月31日から施行する。

平成17年 3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、八頭郡八頭町及び西伯郡日吉津村の区域のうち別図に示す地域 a 区域 別図において緑色で示した区域 b 区域 別図において黄色で示した区域 c 区域 別図において赤色で示した区域</p>	<p>鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、八頭郡郡家町及び西伯郡日吉津村の区域のうち別図に示す地域 a 区域 別図において緑色で示した区域 b 区域 別図において黄色で示した区域 c 区域 別図において赤色で示した区域</p>

鳥取県告示第242号

平成15年鳥取県告示第381号（悪臭防止法による規制地域及び規制基準について）の一部を次のように改正し、平成17年3月31日から施行する。

平成17年 3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>1 規制地域 鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、岩美郡岩美町、八頭郡智頭町及び八頭町、東伯郡三朝町、北条町、大栄町、湯梨浜町及び琴浦町並びに西伯郡日吉津村、大山町、南部町及び伯耆町の区域のうち別図に示す地域</p>	<p>1 規制地域 鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、岩美郡岩美町、八頭郡郡家町、船岡町、八東町及び智頭町、東伯郡三朝町、北条町、大栄町、湯梨浜町及び琴浦町並びに西伯郡日吉津村、<u>淀江町</u>、大山町、南部町及び伯耆町の区域のうち別図に示す地域</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>

鳥取県告示第243号

平成13年鳥取県告示第569号（銃猟禁止区域の設定について）の一部を次のように改正し、平成17年3月31日から施行する。

平成17年 3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前			
名称	区 域	存続期間	面 積	名称	区 域	存続期間	面 積
津ノ井銃 猟禁止区 域	鳥取市桂木地内の県道若葉台東町線と市道久未生山線との交点を起点とし、同所から同市道を東方に進み、県道津ノ井国府線に至り、同県道を北西に進み、市道桜谷津ノ井線に至り、同市道を北方に進み、市道杉崎7号線に至り、同市道を北方に進み、市道杉崎6号線との交点に至り、同市道を北東に進み、洗井川左岸に至り、同川左岸を東方に進み、平成16年11月1日市町村合併前の鳥取市（以下この欄において「旧鳥取市」という。）と平成16年11月1日市町村合併前の国府町との境界に至り、同境界を南東	平成13年 11月1日 から平成 23年10月 31日まで	5 3 3 ヘ ク タ ー ル	津ノ井銃 猟禁止区 域	鳥取市桂木地内の県道若葉台東町線と市道久未生山線との交点を起点とし、同所から同市道を東方に進み、県道津ノ井国府線に至り、同県道を北西に進み、市道桜谷津ノ井線に至り、同市道を北方に進み、市道杉崎7号線に至り、同市道を北方に進み、市道杉崎6号線との交点に至り、同市道を北東に進み、洗井川左岸に至り、同川左岸を東方に進み、平成16年11月1日市町村合併前の鳥取市（以下この欄において「旧鳥取市」という。）と平成16年11月1日市町村合併前の国府町との境界に至り、同境界を南東	平成13年 11月1日 から平成 23年10月 31日まで	5 3 3 ヘ ク タ ー ル

<p>に進み、同境界線上の木製標柱（No. 1）に至り、同標柱から鳥取都市計画区域の市街化区域と市街化調整区域との境界線上の木製標柱（No. 2）に至り、同境界を西方に進み、国道29号との交点に至り、同国道を南方に進み、旧鳥取市と八頭町との境界に至り、同境界を西方に進み、同市祢宜谷と同市越路の境界線との交点に至り、同境界を北方に進み、市道久末7号線に至り、同市道を北方に進み、同市久末203-2地先の農道に至り、同農道を北東に進み、市道南栄広岡線に至り、同市道を南東に進み、市道海蔵寺広岡線に至り、同市道を北方に進み、県道若葉台東町線に至り、同県道を北方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>に進み、同境界線上の木製標柱（No. 1）に至り、同標柱から鳥取都市計画区域の市街化区域と市街化調整区域との境界線上の木製標柱（No. 2）に至り、同境界を西方に進み、国道29号との交点に至り、同国道を南方に進み、旧鳥取市と郡家町との境界に至り、同境界を西方に進み、同市祢宜谷と同市越路の境界線との交点に至り、同境界を北方に進み、市道久末7号線に至り、同市道を北方に進み、同市久末203-2地先の農道に至り、同農道を北東に進み、市道南栄広岡線に至り、同市道を南東に進み、市道海蔵寺広岡線に至り、同市道を北方に進み、県道若葉台東町線に至り、同県道を北方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>
<p>略</p>	<p>略</p>

鳥取県告示第244号

平成16年鳥取県告示第787号（銃猟禁止区域の指定について）の一部を次のように改正し、平成17年 3月31日から施行する。

平成17年 3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後			改 正 前		
名称	区 域	存続期間	名称	区 域	存続期間
略			略		
郡家船岡 八東川銃 猟禁止区 域	鳥取市河原町片山地内の市道 徳吉片山線と県道河原郡家線と の交点を起点とし、同所から同 県道を東方に進み、県道鳥取郡 家線に至り、同県道を東方に進 み、県道郡家鹿野気高線に至り、 同県道を北方に進み、久能寺用 水路に至り、同水路を南東及び 東方に進み、本谷川砂防河川に 至り、同河川を東方に進み、国 道29号に至り、同国道を南東に 進み、平成17年3月31日町合併 前の郡家町（以下この欄におい て「旧郡家町」という。）と平 成17年3月31日町合併前の八東 町（以下この欄において「旧八 東町」という。）との境界に至 り、同境界を南西及び北西に進 み、旧八東町と平成17年3月31 日町合併前の船岡町との境界に 至り、同境界を南西に進み国道 482号に至り、同国道を北西に 進み、県道郡家鹿野気高線に至 り、同県道を北西に進み、市道 稲常德吉線に至り、同市道を北 方に進み、八東川の左岸堤防に 至り、同堤防を南東に進み、市 道徳吉片山線に至り、同市道を 北東に進み起点に至る線に囲ま れた一円の地域	平成16年 11月1日 から平成 26年10月 31日まで	郡家船岡 八東川銃 猟禁止区 域	鳥取市河原町片山地内の市道 徳吉片山線と県道河原郡家線と の交点を起点とし、同所から同 県道を東方に進み、県道鳥取郡 家線に至り、同県道を東方に進 み、県道郡家鹿野気高線に至り、 同県道を北方に進み、久能寺用 水路に至り、同水路を南東及び 東方に進み、本谷川砂防河川に 至り、同河川を東方に進み、国 道29号に至り、同国道を南東に 進み、郡家町と八東町との境界 に至り、同境界を南西及び北西 に進み、八東町と船岡町との境 界に至り、同境界を南西に進み 国道482号に至り、同国道を北 西に進み、県道郡家鹿野気高線 に至り、同県道を北西に進み、 市道稲常德吉線に至り、同市道 を北方に進み、八東川の左岸堤 防に至り、同堤防を南東に進み、 市道徳吉片山線に至り、同市道 を北東に進み起点に至る線に囲 まれた一円の地域	平成16年 11月1日 から平成 26年10月 31日まで
八東川銃 猟禁止区 域	平成17年3月31日町合併前の 八東町（以下この欄において 「旧八東町」という。）と平成1 7年3月31日町合併前の郡家町 （以下この欄において「旧郡家 町」という。）との境界と国道2 9号との交点を起点とし、同所 から同国道を南東及び東方に進 み、県道津山智頭八東線に至り、 同県道を南西及び西方に進み、 県道才代船岡線に至り、同県道 を北西に進み、国道482号に至 り、同国道を北西に進み、旧八 東町と平成17年3月31日町合併	平成16年 11月1日 から平成 26年10月 31日まで	八東川銃 猟禁止区 域	八東町と郡家町との境界と国 道29号との交点を起点とし、同 所から同国道を南東及び東方に 進み、県道津山智頭八東線に至 り、同県道を南西及び西方に進 み、県道才代船岡線に至り、同 県道を北西に進み、国道482号 に至り、同国道を北西に進み、 八東町と船岡町との境界に至り、 同境界を北東に進み、八東町と 郡家町との境界に至り、同境界 は南東及び北東に進み起点に至 る線に囲まれた一円の地域	平成16年 11月1日 から平成 26年10月 31日まで

前の船岡町との境界に至り、同境界を北東に進み、旧八東町と旧郡家町との境界に至り、同境界を南東及び北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域					
略		略			
妻木晩田 銃猟禁止 区域	米子市淀江町福岡地内の県道坊領淀江停車場線と県道淀江インター線の交点を起点とし、同所から同県道を北西に進み、西日本旅客鉄道株式会社山陰本線に至り、同線を北東に進み、妻木川右岸に至り、同川右岸を南東に進み、大山第1広域農道に至り、同農道を西方に進み、県道坊領淀江停車場線に至り、同県道を西方に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成16年 11月1日 から平成 26年10月 31日まで	妻木晩田 銃猟禁止 区域	西伯郡淀江町大字福岡地内の県道坊領淀江停車場線と県道淀江インター線の交点を起点とし、同所から同県道を北西に進み、西日本旅客鉄道株式会社山陰本線に至り、同線を北東に進み、妻木川右岸に至り、同川右岸を南東に進み、大山第1広域農道に至り、同農道を西方に進み、県道坊領淀江停車場線に至り、同県道を西方に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成16年 11月1日 から平成 26年10月 31日まで
略		略			

鳥取県告示第245号

平成14年鳥取県告示第545号（鳥獣保護区の存続期間の更新について）の一部を次のように改正し、平成17年3月31日から施行する。

平成17年 3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後				改 正 前			
名称	区 域	存続期間	面 積	名称	区 域	存続期間	面 積
沢川鳥獣 保護区	鳥取県と兵庫県との境界と鳥取市と若桜町との境界の交点を起点とし、同所から鳥取県と兵庫県との境界を南東に進み、鳥取森林管理署沢川国有林16林班と浦山国有林19林班の境界に至り、同境界を南西に進み、沢川国有林と民有林との境界に	平成14年 11月1日 から平成 24年10月 31日まで	7 8 5 ヘク ター ル	沢川鳥獣 保護区	鳥取県と兵庫県との境界と平成16年11月1日市町村合併前の国府町（以下この欄において「旧国府町」という。）と若桜町との境界の交点を起点とし、同所から鳥取県と兵庫県との境界を南東に進み、鳥取森林管理署沢川国有林16林班と浦山国	平成14年 11月1日 から平成 24年10月 31日まで	7 8 5 ヘク ター ル

	<p>至り、同境界を北方に進み、千代川森林計画区の若桜町に係る110林班と111林班の境界に至り、同境界を北西に進み、来見野川左岸に至り、同川左岸を北東に進み、同国有林と民有林との境界に至り、同境界を北東に進み、同国有林15林班と16林班との境界に至り、同境界を南東に進み、林道東因幡線に至り、同林道を北西に進み、同国有林と民有林との境界に至り、同境界を北西に進み、若桜町と八頭町との境界に至り、同境界を北西に進み、鳥取市と若桜町との境界に至り、同境界を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>				<p>有林19林班の境界に至り、同境界を南西に進み、沢川国有林と民有林との境界に至り、同境界を北方に進み、千代川森林計画区の若桜町に係る110林班と111林班の境界に至り、同境界を北西に進み、来見野川左岸に至り、同川左岸を北東に進み、同国有林と民有林との境界に至り、同境界を北東に進み、同国有林15林班と16林班との境界に至り、同境界を南東に進み、林道東因幡線に至り、同林道を北西に進み、同国有林と民有林との境界に至り、同境界を北西に進み、若桜町と八東町との境界に至り、同境界を北西に進み、旧国府町と若桜町との境界に至り、同境界を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>		
<p>扇ノ山鳥獣保護区</p>	<p>鳥取県と兵庫県との境界と鳥取市と若桜町との境界の交点を起点とし、同所から鳥取市と若桜町との境界を南方に進み、鳥取市と八頭町との境界に至り、同境界を南西に進み、鳥取森林管理署扇ノ山国有林と民有林との境界に至り、同境界を北西に進み、千代川森林計画区の国府町に係る98林班と103林班との境界に至り、同境界を北西に進み、98林班と99林班との境界に至り、同境界を北方に進み、市道雨滝1号線に至り、同市道を北西に進み、同市道北側の山林と雨滝いこいの広場との境界に至り、同境界を北方に進み、雨滝川と笹滝川の合流点に至り、同所の北東側のりょう線を</p>	<p>平成14年 1,661 11月1日 ヘクタール から平成 24年10月 31日まで</p>		<p>扇ノ山鳥獣保護区</p>	<p>鳥取県と兵庫県との境界と平成16年11月1日市町村合併前の国府町（以下この欄において「旧国府町」という。）と若桜町との境界の交点を起点とし、同所から旧国府町と若桜町との境界を南方に進み、旧国府町と八東町との境界に至り、同境界を南西に進み、旧国府町と郡家町との境界に至り、同境界を南西に進み、鳥取森林管理署扇ノ山国有林と民有林との境界に至り、同境界を北西に進み、千代川森林計画区の国府町に係る98林班と103林班との境界に至り、同境界を北西に進み、98林班と99林班との境界に至り、同境界を北方に進み、市道雨滝1号線に至り、同市道を北西に進み、</p>	<p>平成14年 1,661 11月1日 ヘクタール から平成 24年10月 31日まで</p>	

北方に進み、林道河合谷線に至り、同林道を北方に進み、同林道と林道鳥越高原線との交点に至り、林道鳥越高原線を北東に進み、町道蕪島鳥越線に至り、同町道を北西に進み、山道鳥越海上線に至り、同山道を東方に進み、鳥取県と兵庫県との境界に至り、同境界を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	同市道北側の山林と雨滝いこいの広場との境界に至り、同境界を北方に進み、雨滝川と筥笥川の合流点に至り、同所の北東側のりょう線を北方に進み、林道河合谷線に至り、同林道を北方に進み、同林道と林道鳥越高原線との交点に至り、林道鳥越高原線を北東に進み、町道蕪島鳥越線に至り、同町道を北西に進み、山道鳥越海上線に至り、同山道を東方に進み、鳥取県と兵庫県との境界に至り、同境界を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域
略	略

鳥取県告示第246号

平成9年鳥取県告示第766号（環境美化促進地区の指定について）の一部を次のように改正し、平成17年3月31日から施行する。

平成17年3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前																											
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="3">1 指定する地区</td> </tr> <tr> <th style="width: 33%;">地区名</th> <th style="width: 17%;">市町村</th> <th style="width: 50%;">地区の区域</th> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">岩美町岩井温泉地区</td> <td style="border: 2px solid black;">岩美町</td> <td style="border: 2px solid black;">1～5 略</td> </tr> </table>	1 指定する地区			地区名	市町村	地区の区域	略			岩美町岩井温泉地区	岩美町	1～5 略	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="3">1 指定する地区</td> </tr> <tr> <th style="width: 33%;">地区名</th> <th style="width: 17%;">市町村</th> <th style="width: 50%;">地区の区域</th> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">岩美町岩井温泉地区</td> <td style="border: 2px solid black;">岩美町</td> <td style="border: 2px solid black;">1～5 略</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">八東町ふるりの森地区</td> <td style="border: 2px solid black;">八東町</td> <td style="border: 2px solid black;"> 1 八頭郡八東町大字妻鹿野の一部（八東町ふるりの森の区域） 2 町道丹比縦貫線の次の区間 起点 獄山林道分岐点 </td> </tr> </table>	1 指定する地区			地区名	市町村	地区の区域	略			岩美町岩井温泉地区	岩美町	1～5 略	八東町ふるりの森地区	八東町	1 八頭郡八東町大字妻鹿野の一部（八東町ふるりの森の区域） 2 町道丹比縦貫線の次の区間 起点 獄山林道分岐点
1 指定する地区																												
地区名	市町村	地区の区域																										
略																												
岩美町岩井温泉地区	岩美町	1～5 略																										
1 指定する地区																												
地区名	市町村	地区の区域																										
略																												
岩美町岩井温泉地区	岩美町	1～5 略																										
八東町ふるりの森地区	八東町	1 八頭郡八東町大字妻鹿野の一部（八東町ふるりの森の区域） 2 町道丹比縦貫線の次の区間 起点 獄山林道分岐点																										

					終点 八東町ふる里の森の入口
若桜町若桜駅前周辺地区	若桜町	1～3 略	若桜町若桜駅前周辺地区	若桜町	1～3 略
八頭町八東ふる里の森地区	八頭町	1 八頭郡八頭町妻鹿野の一部(八頭町八東ふる里の森の区域) 2 町道丹比縦貫線の次の区間 起点 獄山林道分岐点 終点 八頭町八東ふる里の森の入口			
略			略		
2 略			2 略		

鳥取県告示第247号

平成11年鳥取県告示第751号(環境美化促進地区の指定について)の一部を次のように改正し、平成17年3月31日から施行する。

平成17年3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後			改 正 前		
1 指定する地区			1 指定する地区		
地区名	市町村	地区の区域	地区名	市町村	地区の区域
略			略		
鳥取市浜村ふれあいの道地区	鳥取市	1～3 略	鳥取市浜村ふれあいの道地区	鳥取市	1～3 略
米子市淀江町今津・淀江海岸地区	米子市	1 米子市淀江町淀江の一部(宇田川河口から御大師川河口までの淀江海岸、淀江漁港臨港道路の北側の区域及び御台場公園) 2 米子市淀江町今津の一部(淀江漁港から妻木川河口の東側222メートルの地点までの今津海岸)			
略			略		

岩美町大谷海岸地区	岩美町	略	岩美町大谷海岸地区	岩美町	略
			郡家町郡家駅前周辺地区	郡家町	1 八頭郡郡家町大字郡家の一部(郡家駅前広場の区域) 2 県道郡家停車場線の全線 3 県道河原郡家線の次の区間 起点 郡家駅前 終点 県道郡家鹿野気高線
			船岡町竹林公園地区	船岡町	1 八頭郡船岡町大字西谷の一部(船岡町竹林公園の区域) 2 町道殿西谷線の次の区間 起点 県道志子部船岡線 終点 起点から西側600メートルの地点
智頭町芦津地区	智頭町	1~4 略	智頭町芦津地区	智頭町	1~4 略
八頭町郡家駅前周辺地区	八頭町	1 八頭郡八頭町郡家の一部(郡家駅前広場の区域) 2 県道郡家停車場線の全線 3 県道河原郡家線の次の区間 起点 郡家駅前 終点 県道郡家鹿野気高線			
八頭町船岡竹林公園地区	八頭町	1 八頭郡八頭町西谷の一部(八頭町船岡竹林公園の区域) 2 町道殿西谷線の次の区間 起点 県道志子部船岡線 終点 起点から西側600メートルの地点			
略			略		
琴浦町船上山地区	琴浦町	略	琴浦町船上山地区	琴浦町	略
			南部町鶴田	南部町	1 県道溝口伯太線の次の

			(フラワーパーク周辺)地区		区間 起点 伯耆町との境界 終点 西伯郡南部町朝金750 - 5 2 町道諸木鶴田線の次の区間 起点 西伯郡南部町鶴田734 - 1 終点 伯耆町との境界 3 町道鶴田池野線の次の区間 起点 西伯郡南部町鶴田425 - 1 終点 伯耆町との境界
			伯耆町きしもと山の手通りと総合スポーツ公園地区	伯耆町	1 西伯郡伯耆町大原の一部(岸本総合スポーツ公園の区域の一部) 2 県道名和岸本線の次の区間 起点 大山町との境界 終点 県道岸本江府線 3 県道岸本江府線の次の区間 起点 町道総合スポーツ公園1号線 終点 西伯郡伯耆町小林675 - 1 4 町道総合スポーツ公園1号線の全線
			淀江町今津・淀江海岸地区	淀江町	1 西伯郡淀江町大字淀江の一部(宇田川河口から御大師川河口までの淀江海岸、淀江漁港臨港道路の北側の区域及び御台場公園) 2 西伯郡淀江町大字今津の一部(淀江漁港から妻木川河口の東側222メートルの地点までの今津海岸)
略			略		
大山町名和地域休養施設「夕陽の丘神田」地区	大山町	1 ~ 5	略		
南部町鶴田(フラワーパーク周辺)地区	南部町	1	県道溝口伯太線の次の区間 起点 伯耆町との境界		

		<p>終点 西伯郡南部町朝金750 - 5</p> <p>2 町道諸木鶴田線の次の区間</p> <p>起点 西伯郡南部町鶴田734 - 1</p> <p>終点 伯耆町との境界</p> <p>3 町道鶴田池野線の次の区間</p> <p>起点 西伯郡南部町鶴田425 - 1</p> <p>終点 伯耆町との境界</p>			
伯耆町きしもと山の手通りと総合スポーツ公園地区	伯耆町	<p>1 西伯郡伯耆町大原の一部(岸本総合スポーツ公園の区域の一部)</p> <p>2 県道名和岸本線の次の区間</p> <p>起点 大山町との境界</p> <p>終点 県道岸本江府線</p> <p>3 県道岸本江府線の次の区間</p> <p>起点 町道総合スポーツ公園1号線</p> <p>終点 西伯郡伯耆町小林675 - 1</p> <p>4 町道総合スポーツ公園1号線の全線</p>			
伯耆町榎水高原地区	伯耆町	<p>1 西伯郡伯耆町岩立及び大内の各一部(榎水高原スキー場の区域)</p> <p>2 県道大山口停車場大山線の次の区間</p> <p>起点 西伯郡伯耆町金屋谷1 - 8地先</p> <p>終点 県道倉吉江府溝口線</p> <p>3 県道倉吉江府溝口線の次の区間</p> <p>起点 県道大山口停車場大山線</p> <p>終点 大山町との境界</p>			
略			略		
日野町滝山公園地区	日野町	1及び2 略	日野町滝山公園地区	日野町	1及び2 略
			伯耆町榎水高原地区	伯耆町	<p>1 西伯郡伯耆町岩立及び大内の各一部(榎水高原スキー場の区域)</p> <p>2 県道大山口停車場大山</p>

--	--	--

2 略

		線の次の区間 起点 西伯郡伯耆町金 屋谷 1 - 8 地先 終点 県道倉吉江府溝 口線 3 県道倉吉江府溝口線の 次の区間 起点 県道大山口停車 場大山線 終点 大山町との境界
--	--	--

2 略

